

ガスシステム改革に関する意見

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田 寿昭

電力システム改革が大きく進展しているなか、都市ガスについてのシステム改革も、電力改革を迫るように進んでいます。

消費者にとって、都市ガスが低廉かつ安定的に供給されることは本来望ましいことですが、一方で、消費者保護の仕組みや適切な市場環境の整備が十分でないまま、見切り発車で都市ガスの小売自由化や料金自由化が行われると、「規制なき独占」が発生することも懸念されます。

ガスシステム改革による新たな事業者の参入、料金・サービスなどの多様化を通じて、消費者の選択の幅を広げ料金の低廉化をはかると同時に、引き続き、安全に安心して都市ガスを利用できる制度を構築するために、以下の点について制度整備を求めます。

1. 情報公開の義務付け

消費者が適切に事業者を選択できるよう、料金体系やその内訳の公開を義務付けてください。その際、ホームページなどを活用し、誰でも比較・検討できるようにしてください。

また、消費者が契約の内容について十分理解した上で契約できるよう、料金体系や供給条件などの書面交付を義務付けるなどの措置もあわせて行ってください。

2. 行政による監視の担保

自由化後、一部地域において新規参入者がなく、「規制なき独占」が発生して、異常な料金値上げや供給拒否といった事態が生ずることも懸念されます。そのような事態を是正するため、行政が事後的にチェックを行い、必要に応じて指導を行う権限を持たせてください。また、料金水準が著しく不当である場合などは、行政による変更命令も可能とする措置を講じることを求めます。

この点は、所管官庁である経済産業省だけでなく、消費者庁や公正取引委員会などの役割も検討する必要があると思われまます。

3. 経過措置

電力の小売自由化においては、「規制なき独占」が発生しないよう、消費者保護の観点から、参入の自由化後の一定期間、競争的な市場が形成されるまで、小売料金規制を継続するという経過措置が設けられました。小委員会では「規制を設けなくても、市場が機能するのではないか」といった意見もありましたが、電力事業と同様、都市ガス事業においても、適切な競争環境が形成されるまでの経過措置を検討するよう求めます。

4. 最終保障サービス

都市ガス事業も、電力事業と同様、最終保障サービスを明確にする必要があると考えます。都市ガスは、熱エネルギー源として LP ガスやオール電化など他のエネルギーで容易に代替が可能であり、最終保障サービスは不要であるという意見もあります。しかしながら、他エネルギーへの転換は、器具の取り換えなど多大な労力とコストを要するものであり、消費者にとって気軽にできるものではありません。

また、小売事業者が倒産するなど、何らかの理由で一時的にガスの供給が受けられなくなることも予想されます。このような場合、消費者が新たな都市ガス事業者と契約を結ぶまで、継続してガス供給を受けられるよう、最終保障サービスについて、誰が責任をもつ

て担うのかを明確にすることを求めます。

5. 保安のあり方

自由化後の保安のあり方は、何よりも消費者の安全を第一とし、そのためにもっとも望ましいあり方は何かという視点で検討すべきと考えます。そうした点から、自由化後の保安は、規制が後退することなく、より明確化を図った上で、ガス導管事業者が担うとすることが望ましいと考えます。

この方式であれば、需要家に接続する導管から需要家のガス設備まで連続する保安業務を一体的に行うことができます。また、ガス小売事業者を変更しても、保安責任者の変更がないため、保安水準の維持が図れます。

同時に、ガス小売事業者に対しても、消費者への営業活動などにおいて、保安に対して無関心にならないよう、必要な教育を義務づけるなどの検討も必要と考えます。

以上